⑸0　株主資本等変動計算書
　第二号様式記載上の注意⑹9本文に準じて記載すること。
⑸1　キャッシュ・フロー計算書
　第二号様式記載上の注意⑺0本文に準じて記載すること。
⑸2　附属明細表
　第二号様式記載上の注意⑺1に準じて記載すること。
⑸3　主な資産及び負債の内容
　第二号様式記載上の注意⑺2に準じて記載すること。
⑸4　その他
　a　［略］
　b　第二号様式記載上の注意⑺3ｄ及びｅに準じて記載すること。
　c　［略］
⑸5　提出会社の株式事務の概要
　第二号様式記載上の注意⑺4に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑺4中「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。
　なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。
［⑸6～⑸9　略］
⑹0　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
　a　［略］
　b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が１年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
　　なお、連結キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
⑹1　［略］
⑹2　指数等の情報
　提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。
　a　［略］
　b　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近６箇月間の月別最高・最低値を記載すること。
［⑹3～⑹4　略］

⑸0　株主資本等変動計算書
　第二号様式記載上の注意⑺0の本文に準じて記載すること。
⑸1　キャッシュ・フロー計算書
　第二号様式記載上の注意⑺1の本文に準じて記載すること。
⑸2　附属明細表
　第二号様式記載上の注意⑺2に準じて記載すること。
⑸3　主な資産及び負債の内容
　第二号様式記載上の注意⑺3に準じて記載すること。
⑸4　その他
　a　［同左］
　b　第二号様式記載上の注意⑺4のｄ及びｅに準じて記載すること。
　c　［同左］
⑸5　提出会社の株式事務の概要
　第二号様式記載上の注意⑺5に準じて記載すること。この場合において、「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。
　なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。
［⑸6～⑸9　同左］
⑹0　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
　a　［同左］
　b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が１年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
　　なお、連結キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
⑹1　［同左］
⑹2　指数等の情報
　提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。
　a　［同左］
　b　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近６箇月間の月別最高・最低値を記載すること。
［⑹3～⑹4　同左］